

環境回復検討会（第2回）

平成23年9月27日（火）
18：00～20：30
環境省第1会議室

議事次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 除染の在り方について
- (2) その他

3. 閉会

配布資料一覧

資料1	「環境回復検討会」委員名簿
資料2	「環境回復検討会」設置要綱
資料3	環境回復検討会第1回 議事要旨
資料4	放射性物質汚染対処特措法の省令規定事項等（除染関係）と資料との対応関係
資料5	除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等の要素（案）
資料6	収集・運搬の基準の要素（案）
資料7	除去等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について
森口委員提出資料	空間線量別・土地利用別面積の推計結果

「環境回復検討会」委員名簿

	氏名	所属
1	稲垣 隆司	元愛知県副知事
2	大迫 政浩	独立行政法人 国立環境研究所 循環型社会・廃棄物 研究センター長
3	大塚 直	早稲田大学教授
4	崎田 裕子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長 ジャーナリスト・環境カウンセラー
5	鈴木 基之 (座長)	東京大学名誉教授 (中央環境審議会会長)
6	田中 俊一	NPO 法人放射線安全フォーラム副理事長
7	中杉 修身	上智大学元教授 (中央環境審議会土壌農薬部会長)
8	新美 育文	明治大学教授
9	古田 定昭	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開 発センター核燃料サイクル工学研究所放射線管理部 部長
10	細見 正明	東京農工大学教授
11	森 久起	財団法人 原子力研究バックエンド推進センター専務 理事
12	森口 祐一	東京大学教授

「環境回復検討会」設置要綱

1 目的

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）が定められたことを受け、当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項について検討することを目的として「環境回復検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会の検討事項は、当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項とする。

3 検討会の構成

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、委員の中から事務局が指名する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 事務

検討会の事務は、環境省水・大気環境局総務課において行う。

放射性物質汚染対処特措法の省令規定事項等(除染関係)と資料との対応関係

【除染に係る地域指定等】

除染特別地域の指定

環境大臣が指定
(指定要件:資料5の1.)
国が直轄で除染

汚染重点調査地域の指定

環境大臣が指定
(指定要件:資料5の2.)
都道府県知事等が調査

除染実施計画の区域指定

都道府県知事等が区域指定
(指定要件:資料5の4.)

除染実施計画の策定

除染実施計画に基づく除染

(汚染の状況に応じた除染方針:
資料5の5.)

【基準】

土壌等の除染等の措置の基準

除去土壌の発生

廃棄物の発生

除去土壌の収集、運搬、
保管、又は処分の基準
(収集・運搬のみ資料6)

廃掃法の処理基準・維持管理
基準
及び除染に伴い生じた廃棄物
の現場保管基準

災害廃棄物安全評価検討会で別途検討

汚染状況の調査方法
(資料5の3.)